

平成 30 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 古川 浩一郎

株主からの提訴請求に対する当社監査役会からの 不提訴理由通知の報告を受けての当社取締役会の対応について

当社は、平成 30 年 7 月 2 日付で当社ホームページに公表しております「株主からの提訴請求に対する当社監査役会からの不提訴理由通知について」について取締役会で対応を検討してまいりましたが、本日開催の取締役会にて、当社前代表取締役社長荻田和宏氏（平成 30 年 6 月 28 日退任、以下「荻田和宏氏」といいます。）に対する責任の所在を明確にすることを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提訴請求の概要

当社は、当社の個人株主から、平成 30 年 4 月 23 日付で、荻田和宏氏に対する責任追及の訴え（以下「提訴請求」といいます。）を受領いたしました。提訴請求の趣旨は、第 26 期第 3 四半期における臨時株主総会費用が異常に高額であること、当該費用の中に個人の地位の保全を図ることを目的とした支出が含まれていることから、取締役としての忠実義務に違背するものであるとして、当社に対し、訴えの提起を求めるものです。

2. 経緯

提訴請求書の受領を受け、当時の当社監査役会は監査役 5 名と外部弁護士 3 名の調査チーム（以下「本調査チーム」といいます。）を組成し、提訴請求で主張されている事実の有無及び責任について必要な調査、検討を実施してまいりました。

その結果、費用支出の一部について、臨時株主総会の委任状争奪競争という状況の中で、荻田和宏氏がメディアを不当に活用することを容認し、支払いを行ったことに関して善管注意義務違反が認められました。

ただし、具体的な損害額の算定が困難であること、仮に損害が認められるとしても僅少な金額になると想定されること、その一方で提訴に伴う費用が生じることを考慮すると費用に見合う経済的効果が得られるとは考えられないことなどの理由により、当社監査役会は、当時の監査役全員一致の意見によって「提訴しない」ことを決定し、会社法第 847 条 4 項に基づき当該株主代理人に対し平成 30 年 6 月 27 日付で通知書を送付した旨を、平成 30 年 6 月 28 日に当社取締役会に報告しました。

（当社が公表した内容につきましては、平成 30 年 7 月 2 日付の当社ホームページに「株主からの提訴請求に対する当社監査役会からの不提訴理由通知について」及び「不提訴理由通知に関する再発防止について」として公表しております。）

3. 当社の対応

当社取締役会は、本調査チームの調査によって、費用支出の一部に善管注意義務違反が認められる不正な支出が判明した以上、提訴に伴う費用に見合う経済的効果が得られないことを理由に「提訴しない」ということは、当社取締役会としては容認できないことであり、金額の如何を問わず不正な事実が認められた場合においては、確固たる対応を取るべきであるという結論に至りました。

また、提訴請求に関する調査を続ける中で、他にも取締役会決議を採らず、自ら独断で支払いを実行している疑いのある案件が複数見つかったため、併せて請求をすることを検討しております。今後、必要に応じて適時・適切に開示してまいります。

なお、平成30年10月24日に開催した当社臨時株主総会において、当社は新たに社外取締役及び監査役が選任され、新経営体制となり取締役会ならびに監査役会も刷新されております。

当社は、権限の集中を分散化するなど、再発防止に向けた経営体制の整備及び仕組みを再構築し、ガバナンス体制、内部統制システム、コンプライアンス体制の更なる強化に取り組んでおります。

4. 業績に与える影響について

本件に関して、当社の業績に与える影響は軽微であります。

以上